

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中之条町長 外丸 茂樹

|                   |   |
|-------------------|---|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 中之条町<br>(104213)                                      |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 成田美野原地区<br>(上折田、中折田、下折田、殿貝戸・君ノ尾、東組、五反田上中組、五反田下組、西中之条) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月1日<br>(第2回)                                    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化により担い手不足が深刻な状況となっている。大規模経営ができる耕作者が少ない。そもそも農業経営者が少なくなっている事などから、地域の実情に即した経営体の育成、新たな農地の受け手の確保などが課題である。

物理的なことにおいては、1区画当たりの圃場面積が小さいこと、区画内に農道はあるが狭く大型農業機械が使いづらいこと、畦畔の法面が高いこと、周辺の木が日照を妨げ栽培に支障のある圃場が多数あること等が挙げられる。作業効率上げると同時に農地の集約化を進めるには、圃場整備や土地改良・支障木伐採が必要となる。

農薬散布に多くの労力を要していることから、ドローンを用いて農薬を空中散布するなど、新しい方法を試みていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている水稲栽培と畑作中心の生産を続け、中心経営体为中心となり、地域と一体となって集落内の農地の維持管理を行う。

町外含め地域外からの担い手や新規就農者、定年退職による帰農者を積極的に受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 189 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 182 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。住宅地周辺の農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。                            |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 基本的には、農地中間管理機構を活用して貸し付けていくが、必要に応じて農地法3条も使い分けていく。                                       |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく。                         |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 農業支援サービスなどは今後の課題となっているため、検討していく。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |  |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑩圃場の大区画化と大型機械のための道路整備を進めていく必要がある。